



一般社団法人

日本芸術文化友好親善協会

〒167-0053 東京都杉並区西荻南 2-21-10 HKビル2 B1F

TEL/FAX: 03-5941-6226 URL: <https://j-acfa.org/>

Japan art and culture friendship association

編集・発行人 江藤雅樹

～あらたなる～

友好の風

第4号

【～令和2年春以降の当協会の活動報告～】

令和2年2月7日～10日の日露友好親善交流「日サハリン合同コンサート」(主催:サハリン州政府、在コジノサハリンスク日本国総領事館)では、当協会理事長で作曲家の江藤雅樹と、専務理事でヴァイオリニストの江藤しのぶがサハリンに派遣され、総勢100名近い現地のロシア人オーケストラのメンバーと共に、日露が手を取り合った圧巻のステージを繰り広げ、参加した現地市民が総立ちのスタンディングオベーションとなる大成功にて終わることが出来ました。日本で当プロジェクト、及び昨年度の全ての親善交流プロジェクトにご支援を賜りました皆様はこの場を借りて心より御礼を申し上げます。

【次なる親善交流のために】

サハリンから帰国した3日後、江藤理事長の姿は本人の地元である神戸にありました。

ロシア・サハリンで交流した人々と、「まだロシアでは広まっていない日本酒文化を、最も日本から近いサハリンを出発点として伝えよう!」という次なる企画が水面下で動き出し、江藤理事長は「そのためには、日本で最も生産量が高く、上質でも低価格な灘の酒造に賛同を得られないか?」と考えたため、灘酒造組合に関係のある協力者へ提案に訪れていました。

“一つの交流事業を大成功に導くために全力で取り組むと同時に、それらの交流事業の中で次なる交流の種を蒔き、事業を終えると次のプロジェクトの実現に向けて動き出す”

このようにして、昨年度の数々の友好親善交流事業が生まれてきました。

【新型コロナウイルスの感染拡大】

帰国後もサハリンや他の地域のロシア人とのオンラインでの交流が続く中、3月以降急速に日本で新型コロナウイルスの流行が拡大していきます。最も感染が広がった東京に本拠地を構える当協会は、他地域との直接の交流自粛を余儀なくされ、今後の活動の方針転換を迫られます。

当協会の理念は、多様性が叫ばれる現代社会とは裏腹に散見される無理解に対して、相互理解が生まれるきっかけを、芸術を通じて創出しようというものです。

「芸術そのものの活動自粛が要請されている今、私たちに出来ることは何かあるのか?」

協会内での連日の会議の結果、当協会は大きく活動方法の転換を決定します。



令和2年2月にロシア・サハリン州チーフホフ劇場で行われた公演の様相

あなたの支援で芸術が世界をつなぐ 2020年度賛助会員を募集中。

詳しくは最後のページの

「一般寄附金募集のご案内」をご覧ください

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会は、芸術文化を通じて、表現者、創作者が主体となり、相互理解の進んでいない国際問題、社会問題の解決に、交流と友好親善のきっかけを生み出すことで貢献していきます。民間から始まる私たちの活動は、理念にご理解とご賛同をいただいた皆様からのご寄付によって支えられています。ぜひ私たちの活動に、サポーターという立場からご支援、ご参加ください。

【オンラインを利用した活動への転換】

まず当協会が目指したのは、インターネット上でオンラインミーティングを利用した音楽活動形態の構築でした。音楽家でもある理事長・江藤は常日頃から、「音質の劣化が著しいオンライン上でのライブ配信などは行わない」と明言していました。それは2006年以降、海外との仕事でオンラインビデオ通話を通じて映画音楽などを制作してきた、自身の経験から生まれた譲れないこだわりでもありました。しかし、世の中が分断され、人々が直接コミュニケーションをとれない時代が訪れた今、それらのツールを長年利用してきた経験値があるからこそ、今後のあるべきオンラインコミュニケーションを検証して、世に提案していく役目があるのではないかと。

そのように協会理事たちが考えるに至ったことでの方向転換でした。



オンラインミーティングを使ったレッスンの放送

協会が入る東京・杉並区のビルの音楽スタジオには業務用カメラ、放送用のビデオスイッチャー、ハイスペックのノートパソコンとブロードキャスティングシステムが導入され、普段リハーサルやレコーディングが行われているスタジオは、さながらネット放送局と化しました。アプリには、遅延なく音声通信が行えるYAMAHAが開発した「SYNCROOM」と、最も汎用性の高いミーティングアプリ「Zoom」が導入され、高音質な音声通信とリアルタイムでのビデオ通話が同時に実現しました。これによって、相手の顔を見ながらオンラインで双方向での演奏まで可能になります。通信するお互いの通信環境にも因りますが、音質はCD程度の高音質。2000年代からオンライン通信を利用する江藤理事長も「ここまで進歩しているとは気付いていなかった」と言わしめるほどに、コロナウイルスは見逃されていた時代の変化を人々に気付かせたようです。

【コロナ禍での国際親善交流】

これらのツールを活かして始まったのが、再びサハリンの人々との交流でした。州都ユジノサハリンスク市から車で2時間ほど行った街ホルムスク市。この街の市民楽団「ペレズボン」は2月の日本サハリン合同コンサートで共演したオーケストラの一つです。この楽団のバスバラライカ奏者のロマンさんは、2018年12月に江藤理事長が初めてホルムスクを訪れコンサートを行った際に、寒暖差と乾燥により完全に故障したグランドピアノを、江藤理事長が4時間かけて修理する中、片時も離れずにその作業を支えてくれた劇場スタッフです（本業は海洋大学の副校長）。江藤理事長とロマンさんは、コロナによる自粛期間中に毎日のように連絡を取り合い、共同で楽曲を制作しレコーディングを進めました。ストリングス（弦楽器）の収録には江藤しのぶ専務理事も参加しています。コロナ感染拡大の混乱により、いつ発表できるかわからない中、音楽による日本とサハリンの交流は、オンラインの導入によって途絶えることなく続けられていました。



写真左：ペレズボン指揮者のナターリアさん、右：バスバラライカ奏者のロマンさん。



サハリン州ホルムスク市の楽団「ペレズボン」のメンバーから届いた写真

【オンラインを利用した無料音楽レッスンの開催】

次に私たちが目指したのは、オンラインミーティングを使った音楽レッスンの開催でした。コロナ禍で外出もままならず、全国の音楽教室は軒並み休業。音楽愛好家で音楽レッスンに通う人々は音楽交流の自粛を余儀なくされています。

そのような中で無料のレッスンを提供することで、直接会うことのできない不特定多数の人々が、音楽を通じてオンラインで交流することで、音楽体験、その体験を他者と共有する喜びを感じてもらうことが出来れば、立派な音楽・芸術を通じた親善交流になるのではないかと。その様な目的で、日頃からヴァイオリンを学ばれている一般の方々を対象に、江藤しのぶ専務理事が無料でヴァイオリンレッスンを提供する企画が動き出します。

【オンラインレッスンを通じた心の交流】

自粛期間中、オンラインでのレッスンや相互理解を深めるための「コミュニケーション講座」等には、延べ300人以上の方がご参加頂きました。レッスンの中で参加者が一人ずつ自己紹介と近況報告を行う事で、それぞれの置かれた状況や感じていることに様々な違いがあると同時に、長く続く自粛と、新型コロナウイルス感染への不安から、誰もが共通して疲弊していることを知り、それらのストレスをお互いが共感し、そして同時に音楽体験を共にすることでひと時の憩いを共有しました。

それぞれの違いを認め合い、違いを尊重する多様性社会の実現のためには、自己の確立と、他者との違いの尊重(他者と違う自己、更に自己と異なる意見を持つ他者との両方に対する尊重)が不可欠であると言われています。しかし、新型コロナウイルスが感染拡大し、これまでの当たり前のコミュニケーションが当たり前でなくなった今、他者に対して意見する、思いを声や言葉にするという機会が激減した環境の中に、一人一人の声を拾い、その思いを共有する環境を、時代に合わせた形でいかに実現するかが重要になっていることを、当協会の全スタッフが、今回のコロナ禍での環境や活動方法の転換を通じて痛感しました。相互理解の種を蒔き、無理解のまま放置されている事柄に人々が焦点を合わせていくためには、人的な交流が不可欠になります。その交流が断たれた環境で、どのようにして人々が出会い交流する機会を生み出すのか?という課題は当協会にとって、当協会が存続する意義があるのかどうかさえ問われるような大きな難問でしたが、オンライン上で交流する活動の拡大の中で、“今世紀の10年、或いはこの20年で失われた、本来の人間らしいコミュニケーションを見直さなければならぬ”という重要な気付きを与えてくれました。



オンライン・ヴァイオリンレッスンを行う
江藤しのぶ専務理事



オンラインでのコンサート放送の様子

自粛期間を過ぎ、一定の新様式の中でほとんどの人々が元の生活に少しずつ戻ろうとしています。オンラインレッスンも各教室の再開などに合わせてその役目を終えました。私たちはこの3カ月で学んだこと、構築した環境やノウハウを通じて、今、音楽・芸術を通じた心の通うコミュニケーションを必要としている人々のために何が出来るかを話し合い始めました。長い自粛期間に疲弊していた人々は、感染の拡大防止に努めながらではあっても、それなりに人と会い、距離を保ちながらも他者と交流することが出来ますが、きっとそれもかなわない人々がどこかにいます。

【コロナ禍で取り残されている人々はどこにいるのか・・・】



オンラインコンサートを楽しむ、
障害者支援施設の利用者の皆さん

そこで私たちは、長年交流のある社会福祉に携わると夫婦と意見交換の場をオンラインで設けました。ご主人は老人ホーム、奥様は障害者支援施設の介護職員です。取材してみたところ、現在施設への慰問イベントはほとんど中止され、憩いの時間は激減しているとのことでした。特に感染リスクの高い歌の歌唱は厳禁。私たちは令和2年7月に初のオンライン・コンサートを企画。老人ホーム「ニチイホーム国立」様と障害者支援施設「みずき」様を2か所同時にオンラインで接続し、食堂の大画面テレビで音と映像を楽しんで頂くという試み。

YouTubeLiveのように数十秒～数分の遅延のある放送ではなく、お互いに画面越しに会話も可能なビデオミーティングを応用したスタイルは、会場の反応や感想を

ダイレクトにスタジオに送ることが出来るため、感染リスクゼロの環境で双方向コミュニケーションによる、音楽体験の共有を実現することが出来ました。With コロナの時代に、当協会はこれからも新しい生活様式に則った、新たな心のコミュニケーションの開拓を進めて参ります。

【2019年度決算公告のご案内】

日頃からの多大なご支援に心より感謝申し上げます。2019年度の決算が確定しましたことをご報告させていただきます。詳しくは当協会ホームページ (<https://j-acfa.org>) にてご覧いただけます。

あなたの支援が世界をつなぐ、2020年度賛助会員を募集中。
詳しくは最後のページの「一般寄附金募集のご案内」をご覧ください

一般寄附金募集のお知らせ

当法人は芸術文化の活動を通じて、国内社会に散見される社会的弱者に対する理解や、国際的友好関係の乏しい国地域との理解の推進に関する事業を実施し、共生社会の実現のために不可欠である相互理解に寄与することを目的として各種事業活動を行っております。

つきましては、事業に必要な資金として、当法人の事業活動にご理解とご賛同を頂き、是非ご寄附をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

なお、皆さまからのご寄附は、適切に管理し、有効かつ大切に使用させていただきます。

(寄附金についてのご質問などは担当・佐藤までお電話またはメールでお問い合わせください)

【協会理念】

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会は、社会のあらゆる場面で散見される社会的弱者に対する理解不足や誤解が、彼らが輝く機会を削いでいる現状を憂い、今後より一層求められる多様性への寛容、共生社会の実現のために必要不可欠である『相互理解』を拡げるきっかけを文化的営みを通じて提供したい、またこの営みを芸術家が主体となって行うことで、芸術家が持つたぐいまれな才能を社会のために活かしていく場の一つになればとの想いに基づき、発足いたしました。

2001年文化芸術振興基本法の制定以降、文化芸術活動を保護推進する団体は数多く誕生しましたが、芸術家が主体となり社会貢献する事を目的とした団体は、まだ多くはありません。相互理解と助け合いが自然と広がる豊かな社会の実現のために、芸術を通じて貢献していけるよう邁進してまいります。

【寄附金募集概要】

- 募集金額 1口10,000円以上 / 募集期間 常時(一般寄附金の場合)
- 下記「寄附申込書」をご記入の上、当法人宛にお送り下さい。
<お申込書を直接ご郵送またはFAXの場合>
 右記キリトリ線から切り取って頂き下記へご郵送またはFAXでお送りください。
 〒167-0053東京都杉並区西荻南2-21-10 HKビル2 B1F
 一般社団法人日本芸術文化友好親善協会 宛 FAX 03-5941-6226
<お申込書をスキャンデータまたはスマホ画像等でメール送付の場合>
 右記QRコードを読み取って頂くか、下記アドレスへのメールにてお送りください。
 メールアドレス/ info@j-acfa.org
- 寄附金のお振込は、下記銀行口座をお願いいたします。(振込手数料のご負担をお願いします)
 銀行名:みずほ銀行 西荻窪支店
 預金科目:普通口座 口座番号:3009869
 口座名:一般社団法人日本芸術文化友好親善協会
 シヤ)ニホンゲイジュツブンカウコウシンゼンキョウカイ
- 寄附金のご入金を確認後、「受領書」を発行いたします。
- 当法人は一般社団法人のため、下記につきまして予めご了承ください。
 (1) 寄付者が個人(自然人)の場合、所得税の申告時に寄付金控除はありません。
 (2) 寄付者が法人(企業)の場合は、資本金等の額と所得の額に応じて計算した損金算入限度額までは損金算入できます。



寄附申込書

申込日 年 月 日

一般社団法人 日本芸術文化友好親善協会 御中

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会の活動に賛同し、右記記載の規程にある第3条「寄附条件」を満たすこと、並びに第5条「寄附金の使途」について承諾のうえ、以下の通り寄附を致します。

フリガナ
お名前(ご本人直筆) _____

ご住所 〒 _____

法人の場合、ご担当部署またはご担当者 _____

お電話 _____

e-mail _____

受領書送付先(上記ご住所やお名前と異なる場合)
〒 _____

寄付金額 _____ 口 金 _____ 円 也

(確認事項)

1. 右記記載の規程にある第7条「個人情報保護」に基づいた個人情報の取り扱いに同意致します。

ご署名 _____

2. 当協会のHPや会報など一般公開の媒体へのご寄附者一覧へのご芳名掲載を
許可する 許可しない (いずれかにチェックをお願いいたします)

3. (お申込者が未成年の場合)民法第5条(未成年者の法律行為)により、下記の法定代理人(保護者等)が寄附に同意します。

お名前 _____

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会 寄附金取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本芸術文化友好親善協会(以下、「本法人」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の定義及び募集)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- 特定寄附金 広く一般社会に使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 本法人は常時、一般寄附金を募ることができる。

(寄附条件)

第3条 本法人が受け入れる寄附は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当しないことを条件とする。

- 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
 - 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は利宜を供与すること
 - 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すこと
 - 寄附金による学術研究等の結果得られた知的財産権を寄附者に譲渡し、又は、無償で使用させること
 - 寄附金の使用について、寄附者が会計監査を行うこと
 - 寄附金を受け入れることにより本法人に財政負担を伴わせること
 - その他、法人運営上支障があると理事長が認めた場合
- 寄附金等を受け入れることにより、本法人の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金等が本法人の定款第3条に定める目的の達成及び第4条に定める目的事業の遂行に資するものでないと判断されるとき

(寄附の手続き)

第4条 寄附金等本法人に寄附しようとするものは、書面(電磁的方法によるものを含む)にて寄附金の申し込みを行う。

- 本法人は、前項により寄附金の申し込みを受領したときには、第3条の条件を満たすこと及び第5条に記載「寄附金の使途」を寄附者が承諾していることを確認し、寄附金等の受け入れを行う。
- 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

(寄附金の使途)

第5条 一般寄附金は、定款第4条の目的事業に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

- 特定寄附金は、寄附者の特定した使途に使用し、一部を管理費として使用するものとする。
- 前2項の費用配分は、理事会において決定する。

(受領書等の送付)

第6条 寄附金を受領したときは、受領書を寄附者に送付するものとする。
 第7条 寄附者には、本法人の目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、個人情報の保護に関する法律等に基づき細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(制定及び改廃)

第9条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、令和元年5月7日から施行し、令和元年5月22日から適用する。